第六号議案

一九五九年度豫算に関する件

1、一般会計について

（提案の主旨）

値上げの主なるもの

イ、教宣活動費　二円九四銭

ロ、人件費　七七銭

ハ、通信費　四九銭

ニ、その他の活動費　八〇銭

計　五円

であるが、財源措置として三十三年度賃闘、期闘カンパ残預の分を一括充当することとして今年度の値上げは実質的に現行会費に四円の増額となる。

（三池の態度）

イ、会費値上げの主要なものは、教宣活動費であり、これは数年来の懸案であつた炭労機関紙を人当り一枚配布を実現するにあるのでこの点は認める。

ロ、闘争の激化に伴う通信費の増額は止むをえない。

ハ、人件費（賃上げに伴う増額分）、物価上昇による消耗品代の増額は認める。

以上の考えにたつて提案を大綱的に認める。但し節約できる点は節約してもらうこととする。

2、救済会計予算

（提案の主旨）

現行通り（人当り六円）

（三池の態度）

提案を認める。

3、賃金・組織綱領編纂予算

（提案の指旨）

第五号議案で提案されているように、われわれの今後の進む路線として賃金・組織の綱領を編集するための編集費人当り一〇円

（三池の態度）

提案を認める。

4、一九五九年度総評関係臨時カンパ徴收について

（提案の主旨）

イ、一月の炭労第十回中央委員会で報告確認された不当弾圧反対闘争費人当り五円

ロ、総評大会に提案される組織対策全国オルグ費の臨時カンパ人当り五〇円

ハ、砂川判決支持の運動費人当り一円五〇銭

（三池の態度）

提案の主旨は諒解する。但し議案の処理方法として先ず総評大会に臨む炭労の方針を決定し、その上にたつて臨時カンパに対する態度を決定すべきである更に過去の総評大会と炭労大会との機関の関連が明らかでないのでこの際明確にしたい。

第七号議案

救済規程並びに施行細則一部改訂に関する件

（提案の主旨）

組合業務中死亡し、労災保険でも業務中しかも業務が原因と認定された事例、あるいは業務中発病し廃疾になり、原職復帰が不可能になつた事例等、明らかに組合業務が原因と認められる事例が続出しているが、規程に該当しないとの理由で却下されているので、この点適用範囲をしぼつた形で救済したい。

（三池の態度）

提案主旨が現在出されている資料では理解し難いので大会に於て具体的に検討することとし、緊急性のある事項とは判断されないので次期機関で決定するよう主張する。

その他の別号議案

一、組織防衛基金制度の確立

（提案の主旨）

敵の組織破壊を意図した積極的な攻撃の現状から判断し、日常から万全の資金体制を確立し事態に即応した行動をとりうるようにしこれとともに大会毎にカンパ問題を提案するような状態を解消するため、

イ、特別会計として組織防衛基金制度を設ける。

ロ、この基金の使途は、組織防衛闘争における生活カンパ。融資、闘争費カンパに限定する。

ハ、支出は中央闘争委員会において決定し、大会または中央委員会の承認を求める。

ニ、積立額は上、下期々末手当支給時に組合員一人当り百円ずつ積立てる。

（三池の態度）

この提案は第二十一回大会に提案され、その主旨は諒解された事項であり認める。

尚三池の機関としてはすでに決定された事項である。

二、その他動議及び緊急事項について

上京代議員に一任願いたい。

（解　説）

以上で炭労大会の報告と議案の要約および執行部で検討した対策をおわります。

いうまでもありませんが、日本民族のいたましい一方的な犠牲を強要しつくして終つた戦前の「帝国主義」にたいする「敵愾」とその復活にたいする「阻止」の二つながらを、組織的にしたがつて強力に成功的に実行できるのはわれわれ「組織労働者」がその中核であるほかはないのです。

われわれは自からの生活権を守りつつこのような歴史的使命をになつているのですが、「組織を守る」ということが、どんなに大きな力につながつているかをいまさら再確認せざるを得ません。

☆　☆　☆

不買運動に協力しよう

長びく主婦と生活社労組スト

棍棒と手錠で暁の急襲

▽「主婦と生活」社労組のストはすでに百日以上におよんでいる。近江絹糸いらいの人権ストといわれるこの闘いに、会社はますます狂暴さを露骨にみせ、日経連弁護士の後押し警察権力と組んで目にあまる暴力をふるつている。だが、組合の団結は日ましに強まり、闘いは各▽労働者の連帯のもとに支えられ、不買の組織も北は北海道から南は九州まで燎原の火のように拡がつている。不売運動を私たちはもう一歩おしすすめて、闘争を早急に有利に導くよう▽に支援しなければならない。

△△△△△△△

全国へ不買オルグ

ストいらい働くものの連帯意識に訴え、不買による共闘の呼びかけが総評を中心にして全国的に展開された。各地にオルグが散る一方総評傘下各単産の共闘会議がひらかれるなど共闘態勢も整備されている。

総評、全印総連、出版労協、千代田地区労は五月二十日を期して東京、北海道、新潟、京阪神、九州にオルグ団を派遣、一斉に全国的な不買運動を展開した。

不買運動いらい例えば「週刊女性」など四十三万部から二十五万部に売行きが落ちた。だが百日以上もストが行われていても雑誌は続刊されており、売行部数が減つても、会社はその売上げ額を闘争費に投入して、組合のツブれるのをまつている現状である。こういう情勢で、さらに不買運動を徹底させることが闘争を早期に有利に導く道でもあるのだ。

争議発生ご文化人執筆者の間にはこの闘いを重視し、執筆中止がひろまり大宅壮一、高木健夫、亀井勝一郎、入江徳郎氏らは執筆中止を声明し、会社に早期解決を申入れた。いらい執筆中止の波紋はひろがり、五月十九日には曽野綾子、藤松敬一両氏を代表として百余人の文化人の要望書を社長に手交している。不買運動を呼びかける組合員の気持ちは悲壮だ。組合員は「不買を呼びかけるのは苦しい」ともらしている。自分たちが手しおにかけて作つてきた雑誌に愛着があるのだ。不買運動は争議解決ごにも部数の回復をむずかしくする。けれども、暗いままの職場から出ている質の低下した雑誌を出させては、かえつて読者に対しても良心が許さない。早く明るい諧りのもてる職場をとりもどしたいそのためにはやはり勇気をふるつて不買を呼びかけるべきだと決意した……といつている。

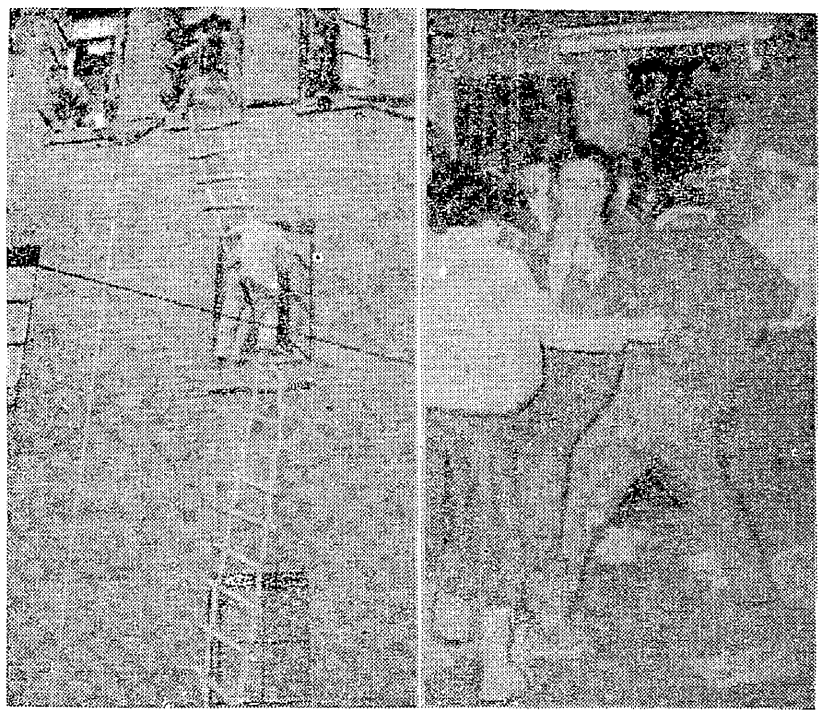

（右）組合員のピケを押切つてくる非組合員　（左）連絡のナワバシゴを手繰りこみ組合員をつき落そうとする

社長の魔手と恐怖

「副委員長配転反対、人事協定要求」で起上つたこの闘争は一二二日（六月五日現在で）になつた。一口に百日というが、それは長い長い闘いである。しかも闘争はなおつづき、解決への道はさらにけわしい。なぜこんなに長期化しているのか、ここで、この闘いの本質と背景を一度ふり返つてみよう。

ある女子組合員は〝共闘ニュース〟でこう訴えている。

「入社まだ日の浅いころ、社長室へ呼ばれていつたら、いきなり社長に抱きすくめられそうになつた私は危く身をかわして逃げ帰つたが、それいご、私は何回となく配転をさせられた。一つの職場になれるとすぐ他の職場へ追いやられる。泣いたことも何回もある」とまたある女子組合員は「社員旅行の際、社長の部屋へ呼びこまれ、いかがわしい行為に及ばれそうになつた」と訴えている。それは拒絶した女性たちだが、拒絶しないものは、あるいは課長になり、あるいはその兄弟縁者を部課長に昇進させている。

こんど配転問題の起つた制委員長も旅先きで社長の魔手をはねのけた一人だ。そして彼女は弱い女性を守るのはただ団結のみ、ときとつて、組合づくりの原動力となつた一人である。女性ばかりではない。社長に口答えしたばかりで退職させられた男性もいる。また、社長の顔色をみてオロオロする重役のトバチリを受けねばならぬやりきれなさ、それはまことに堪えられないものがあり、こういうものが組合員の胸のなかにウツ積していたのだつた。「配転反対、人事協定要求」の背景となつているものはこういう根強いものである。

駅頭で不買とカンパを訴える労組員

上告を棄却する

最高裁山の上事件に判決

最高裁での山の上事件は午前十時三十五分から二二二号として開延した。

判決＝各上告を棄却する。

これによつて山本寛、森田満明、古賀連、松原裕紀秋の四氏は地裁判決どおり「住居侵入、傷害事件」のもとに懲役一カ年、六カ月、六カ月、二年六カ月となつた。

山の上事件はご承知のようにあの一二三日の企闘に際して、賃金カツト問題の時団体交渉を山の上クラブで二晩三日にわたつて開催したとき、当時交渉の推移如何と同時に、クラブ周辺に集つていた数千人のデモ隊は、会社の不誠意に激怒し組合側交渉団に対する激励と会社側に対する反省をうながすため、デモ隊の一部が同クラブに入つたが、その際の住居侵入及び係長の負傷事件をめぐり検挙されたもの十六名、その中に右の四氏は起訴されたものである。

さいきん政府はますます反動性をロコツにして、労働組合弾圧に躍気となつている。その背後にひそむものは、安保条約をはじめ、憲法改悪、再軍備といよいよ米国従属の本性をあらわしているが、この動きは全国の組合の法廷闘争にもはつきりしめされ、高裁段でのそんできていることを示している。

活躍する日経連辯護士

組合では要求提出ご六日、九回の団交要求をはねつけられ、スト権かけての団交にやつと出てきた社長重役が、一言も口をきかず、追及に追及を重ねた結果「すべて弁護士に任せてある」ということだつた。日経連弁護士橋本武人とその麾下の竹内桃太郎、渡辺修が姿を現わした。竹内は三省堂の争議にも姿を現わしている。さらに興通、人世坐などにも日経連弁護士が姿をみせている。日経連のねらいーそれはマス・コミ対策委をつくり組合ぶつツブしにかかつているのだ。それがこの争議に露骨にあらわれている。そして、中小企業の争議権を力ずくでハク奪してしまおうというのが、警察力の介入によつて図られたのである。

暴力団化した警察

こんどの闘争ほど警察官の不当介入の甚だしい例は、今までの闘争史上にもないといわれている。

とくに血迷つた警察は、会社側のいいなりに組合員十三名、共闘員三名を不当逮捕拘留する事態をあえて強行している。当日のもようを一組合員はこう記している。

一日の闘いを終り、せんべいプトンで死よぬように眠る。苦しい闘争の中の最も幸せなとき。それからどれほど時がたつたか、突然「警察だ警察だ」とピケの組合員がさけぶ声を体のどこかで聞いたような気がした。

私たちがこの急襲にビーンと神経を張る間に、すでに私服の十数名は私たちを取巻く。女子組合員が上衣を着るのを血走つた野ばんな目がにらみつける。すでに入口は混雑とピストルの厚いピケが張られ、四階にも手が回つたようだ。

「鈴木いるか、鈴木！」

「真浦、おい真浦はどこだ」

「奥村を、竹谷を出せ」狂暴化した野犬の群とでもいおうか。獲物を前に、うめきにも似たその連呼。彼らは片つぱしからプトンをはね上げ、私たちの仲間を、まるで追いつめた兎をつかまえるように、一人を二重、三重にとりまき手錠をかける。

「逮捕状をみせろ」「冒様らに見せられるかバカヤロ！」「なぜ逮捕するんだ！、理由をいえ」「理由は裁判所にいつて聞いてこい」「われわれは理由を聞く権利がある」「きさま、公務執行妨害だぞ！、現行犯逮捕だ」とつめよる。

私たちは、この行為を終始してハツキリと胸に刻みつけたものは「警察という名の暴力団」であつたし、「警察だけが法的に暴力を守られている」ことだつた。「敵」ということが今こそ体中でとらえられた。

組合は長期態勢確立へ

かつて、日産自動車の第一組合を長期闘争でぶつ潰し、闘争財産の波たんから全国自動車の組織を崩壊させた日経連弁護士橋本武人が最初から指導している。しかし、日産での指導をそのままこへ持込んでも、それはもはや時代おくれで役立たなくなつているのだ。いま、組合員は闘いの中で固い団結と友情で結ばれている。百日の闘いは多くの組織外の人々にもこの闘いが何ものかがわかつてきたまた出版労協の一日五円カンパ全印総連全国組織、区労協、新聞労連、日放連など共闘態勢もでき支援の手はガツチリ固められてきたいま主婦と生活社労組では闘いの長期化にたえる力を内蔵してこそが、短期解決への道であると努力している。